



独立行政法人労働者健康安全機構

奈良さんぽ

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL : 0742-25-3100

FAX : 0742-25-3101

HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール info@naras.johas.go.jp

Vol. 43 2020年 秋号

かわら版

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防対策

産業保健相談員 富岡 公子

奈良県立医科大学 県民健康増進支援センター 特任准教授

一般社団法人日本渡航医学会及び公益財団法人日本産業衛生学会が職域での新型コロナウイルス感染症対策を担当する者を対象に「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」を発行しています。本ガイドは海外渡航者のみならず、職場の衛生管理や従業員の健康管理など職業生活全般における対策が示されています。また、本ガイドは、2020年5月11日に第1版が作成され、現時点で最新の第2版は、2020年6月3日時点で確認し得た流行状況やウイルス情報、関係省庁の対応（厚生労働省、外務省等）をもとに作成されたもので、今後も、随時内容は変更され、改訂版が作成される可能性があります。

今回は、このガイド（第2版）より、すべての事業所で共通する対策であり、かつ、重要な事項を抜粋・引用等しました。

3 職域における対策

<個人の感染予防>

(1) 手指衛生及び咳エチケット

- 主な感染経路は飛沫感染及び接触感染なので、手指衛生・咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。顔や目をむやみに手で触らないことも重要である。
- 手洗いの基本は水道水と石鹸を利用し、手の表面に付着したウイルスを洗い流すことである。水道水と石鹸が利用できない環境では、アルコール消毒液（70%～80%）を使用する。
- 喫煙者が感染した場合は重症化リスクが高い傾向があるので禁煙を強く推奨する。



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避



換気 咳エチケット 手洗い

<従業員の感染予防管理>

発熱や風邪症状を認める場合の基本的な考え方

- 濃厚接触者でなくても、新型コロナウイルス感染症の可能性を念頭にした対応が求められる。

- 新型コロナウイルス感染症との診断に至らなかった場合（PCR 検査が陰性、医療機関を受診しなかった場合を含む）でも、新型コロナウイルス感染症を完全に否定することはできない。
- 「確定診断に至っていない発熱や風邪症状」については、新型コロナウイルス感染症とみなした対応を行うことが望ましい。
- 医療機関には原則として「陰性証明書や治癒証明書」の発行を求めてはならない。

発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安

職場復帰の目安は、次の 1) 及び 2) の両方の条件を満たすこと（ヨーロッパ CDC の隔離解除基準の Mild suspected or confirmed COVID-19 cases を参照）

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している
- 2) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも 3 日が経過している

<職域の感染予防対策>

(1) ソーシャルディスタンス（人と人との物理的距離を保つこと）

- 人混みを避けたり、他人との距離を 2m 程度にするなど、物理的距離を保つことで感染予防対策を行うことを、ソーシャルディスタンスという。職域においては次の様な対策を実施する。
 - 人が集まる休憩室や食堂等の利用を制限する。
 - 対面での業務（会議を含む）を制限し、Web 会議等を利用する。
 - 執務中には人と人の間隔を 2m 以上に保つ。
 - 事業所内研修・セミナー等は Web 会議等を利用、もしくは延期・中止する。
 - 懇親会等の開催は延期もしくは中止する。



(2) 集団感染の防止

- 職域において「3つの密」にならないような対策（環境整備・行動制限）を実施する。
- 喫煙室は「3つの密」の条件がそろいやすいので、喫煙室の使用は中止する。
- 職場以外においても「3つの密」の条件がそろい場所には近づかないこと。

(3) その他感染予防対策

- フリーアドレス（個人専用のデスクはなく、自由に着席場所を選んで仕事をする）を導入している事業所では、万一、感染者が発生した際には接触者の把握に困難を来す恐れがある。
- 他人との接触機会を減らすための対策として、フリーアドレスの禁止、従業員の執務場所（階やエリア）を限定することが望ましい。
- フリーアドレスを継続する場合は、従業員が使用した机や立ち寄った場所を記録（行動履歴の記録）して、接触者を常に把握できる状態にしておく。

(4) 感染した従業員の職場復帰

厚生労働省の 5 月 1 日の事務連絡によると、感染症法第 18 条に基づく就業制限の解除は、宿泊療養及び自宅療養の解除の基準を満たすこととして差し支えなく、解除時の PCR 検査が必須でないとされた。これにより宿泊療養及び自宅療養を開始日から、14 日間経過したときに就業制限の解除が可能となった。

感染した従業員の職場復帰の基本的な考え方

- 主治医などからのアドバイスに従い、体調を確認しながら職場へ復帰をさせる。
- 退院（自宅療養・宿泊療養の解除を含む）後の PCR 検査の陽性が持続する場合がある。
- PCR 検査が陽性であることが「感染性がある」ことを意味するわけではない。
- 感染力は発症数日前から発症直後が最も高いと考えられている。
- 発症後 7 日間程度で感染性が急激に低下する。
- 職場復帰時に医療機関に「陰性証明書や治癒証明書」の発行を求めてはならない。

感染した従業員の職場復帰の目安

職場復帰の目安は、次の 1) 及び 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 14 日が経過している
- 2) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも 3 日が経過している
 - 入院していた者については、退院時に主治医からの指示を参考にすること。
 - 事業者は職場復帰に際して 1 週間程度の在宅勤務・自宅待機を行わせてから出社させることが望ましい。
 - 在宅勤務・自宅待機が困難な場合は、復帰後 1 週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を 2m 程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際には出社はさせないこと。

<まとめにかえて>

新型コロナウイルスはエンベロープウイルスのためアルコールなどで感染力を失うことが知られており、基本的な感染症対策の実施で十分です。ただ、喫煙者は非喫煙者と比較して新型コロナウイルスへの感染で重症となる可能性が高いことが報告されており（WHO statement: Tobacco use and COVID-19, 2020 年 5 月 11 日公表）、新型コロナウイルス感染症対策としては、喫煙者に禁煙を勧めることが重要といえます。新型コロナウイルス感染症対策の一環として、職場の禁煙対策を強力に推し進めてください。

また、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染及び接触感染ですが、最近、空気中を漂う微粒子「エアロゾル」を介して感染する可能性も示唆されています。エアロゾルを介した感染の可能性を踏まえると、オフィスの換気を十分にすることを、これまで以上に重要視する必要があります。

最後に、発熱についてです。感染症法の基準には「発熱とは体温が 37.5℃ 以上を呈した状態をいい」と定義されていますが、平時の体温は人によって多少異なりますので、発熱（平時の体温よりも高い等）等の風邪症状が認められるときは、感染拡大防止のため会社を休む・休ませるようにしてください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための当センターの対応について

当センターでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、研修会の開催、各種個別訪問の実施等については、大幅に縮小してきましたが、7 月 1 日よりマスクの着用、消毒の実施、「3 密」の回避等、下記の感染防止対策を講じたうえで、適宜、再開をしていますのでお知らせします。

1. 産業保健専門的研修会（医学研修・保健研修）・産業保健セミナー

マスクの着用、手指の消毒、「3密」を避ける等の感染防止対策（以下「感染防止対策」と言います。）を講じたうえで開催しています。

※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止についてのお願い

URL : https://naras.johas.go.jp/wp-content/uploads/2020/05/seminar_20200521.pdf

2. 産業保健相談

基本的にメール、FAX、電話により対応させていただきます。

なお、産業保健相談員等との直接面談による相談をご希望の場合は、感染防止対策を講じたうえでの対応となります。

3. メンタルヘルス対策個別訪問支援及び治療と仕事の両立のための個別訪問支援等

メンタルヘルス対策促進員・両立支援促進員等による個別訪問支援等は、感染防止対策を講じたうえで実施することになりますが、具体的な対応は各促進員にご相談ください。

4. 地域産業保健センター事業

- ① 登録産業医等による事業場訪問、保健指導、健康相談等については、感染防止対策を講じたうえで実施することになりますので、具体的な対応はコーディネーターにご相談ください。
- ② 健康診断の結果、異常所見のあった労働者に係る医師からの意見聴取への対応は、原則として、健康診断個人票の郵送、コーディネーターによる健康診断個人票の搬送等により対応させていただきます。
- ③ 長時間労働者、高ストレス労働者に対する医師の面接指導については、感染防止対策を講じたうえでの対応となります。
- ④ 郡市医師会等において開設しています健康相談窓口は、7月から再開しています。

■ 地域産業保健センターのご利用に当たってのお問い合わせ先電話番号

- 北和地域産業保健センター コーディネーター：070-2153-1823 又は 070-4530-8454
- 葛城地域産業保健センター コーディネーター：070-2153-1824 又は 070-7464-8429
- 桜井地域産業保健センター コーディネーター：080-9048-2238
- 南和地域産業保健センター コーディネーター：080-9048-2239

奈良さんぽメールマガジンのご購読について

当センターでは、産業保健に関するトピックス、産業保健等に関する法律、規則、指針、ガイドライン等の制定・改正等の情報、行政関連のニュース、イベント等の最新情報を掲載したメールマガジンを毎月1回定期配信しています。（無料）

配信をご希望される方は、次のURLから購読申込をお願いします。

URL : <https://submitmail.jp/FrontReaders/add/4488>



〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階
独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター
電話：0742-25-3100 FAX：0742-25-3101
Eメール：info@naras.johas.go.jp